

国際開発をめぐるジェンダーの諸問題：WIDプログラムを中心に

喜多村, 百合
九州大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/2244530>

出版情報：九州人類学会報. 21, pp.30-40, 1993-12-01. Kyushu Anthropological Association
バージョン：
権利関係：



『国際開発をめぐるジェンダーの諸問題』

—WIDプログラムを中心に—

喜多村 百合

1. はじめに

いま第三世界の開発で女性が注目されている。その表明のいくつかは国連をはじめとする国際開発諸機関の方針書・報告書等に見いだされる。その主旨を最もよく表していると思われるノルウェー王立開発協力省の基本方針を引用すると；

「世界の多くの地域で男女の生活水準にかなりの差があることが認識されている。そしてともすれば開発プログラムがこの状況を悪化させてきた。女性は子供の生育や人口問題、自然資源の保存に重要な役割を果たしている。また生産活動においても同様である。よって女性の開発における十分な参加と受益があつて初めて開発は持続可能なものとなる。そのためには途上国の女性の生活や労働状況を改善し、政治的・経済的・社会的・文化的生活に男性と同様の基盤を得る機会を与える努力が強化される必要がある。」⁽¹⁾

この小論は国際開発および開発協力においてWID (Women in Development : 開発と女性) が注目されるようになった背景、及びそれが今後の開発に投じる意味を文化相対主義の観点から以下の手順に従い考察するものである。

またこの研究の意義は下記の「開発と人類学のかかわり方」の中で明らかにする。

(1) 国際開発パラダイムにおける女性への注視

「第一次国連開発の十年」以降の国際開発戦略のシフトと「国際婦人年」のインタープレイの中から、WIDの概念が形成されていくプロセスとその意義を考察。

(2) WIDを生み出した背景

女性が必ずしも組み込まれてこなかった開発のプロセスが如何なるものであったかを、具体的に国際開発時代とその前夜である植民地時代の民族誌的記述の中に探っていく。

(3) WIDプログラムのアプローチ批判

現在のWIDプログラムに用いられる5つの主要アプローチをニエホルトの論争点を用いて検討し、理論的批判を行う。

これらを踏まえた上で現時点でのまとめを結論部で述べたい。

なお本論で用いる「国際開発」とは、開発協力を含めた第三世界での総合的な経済・社会発展を意味する。つまり社会成員の市民的・政治的権利並びに経済的・社会的・文化的権利の向上を目指した発展のプロセスを言う。玉置⁽²⁾が言うように文化相対主義的視点は主にこのような途上国への開発協力において重要となるが、そこに留まらず途上国・先進国国内でも中心・周縁の格差という点から有効であると思われる。

「開発と人類学とのかわり方」

開発というコンテキストで人類学的研究を行う試みは、欧米および途上国で応用人類学あるいは学際分野で一般的であるのに対し、わが国ではほとんどなされていない。その理由としてこの学問の形成にあった忌まわしい過去、またウェーバー流の没価値的アプローチを踏まえ「応用」にかかわることを躊躇する姿勢が考えられる。

これに対し筆者は「開発」に人類学にかかわろうとする態度と意義を次のように捉えたい。それはグリリヨ⁽³⁾の言う「観察者」としての態度であり、「現在生じている問題を観察し判断して、今後の動向を理解しその理解を公に知らせようとする姿勢」をとるものである。それは開発が現代社会でもはや避けて通れないコンテキストを作り出しており、それを射程に含めそこで展開される人間の様々な営為を記述することの重要性、およびその問題性を明らかにしていく必要性を認識するからである。一方「国際貢献」としての「開発協力」のあり方に関する議論が活発化する中、ともすれば見落とされがちであった女性と開発の問題への認識が、つまり「貧困の女性化」という問題認識が一般に深められる必要性を感じるからである。

この小論は人類学理論になら貢献を意味するものではないかも知れないが、「一観察者」として問題提起ができれば幸いである。

2. 国際開発パラダイムにおける女性への注視

WIDの概念自体は当初の開発戦略に含まれていたものではない。その出現には二つの時代的契機があった。その一つは、1970年代前半にとられた主要開発政策における方向転換である。それは「開発の十年」でとられた資本集約型大規模工業化による経済成長優先のマクロ開発政策への否定的評価に起因する。つまり当初経済成長によって期待された滴下(Trickle Down)効果が実現せず、途上国は対外的にも国内においても貧富格差を増大させることとなった。

この反省から「New Directions」と呼ばれる政策転換が行われ、経済成長を主眼としながらもBHN(Basic Human Needs)アプローチという貧困そのものを対象とした開発政策が重視されるようになった。それは従来の開発戦略が工業化による国民階層の上から下への所得分配によるものであったのに対し、逆に多くの貧困層の潜在的な活力を引き出すことで下から上への開発が目指された。ここでは貧困層の核をなしつつあった女性達を開発に統合する必要性が唱われた。⁽⁴⁾

またWIDの出現に寄与したイデオロギー的要因として、国連による一連の女性の地位向上という課題への取り組みが揚げられる。それは既に国際連盟時代に着手され、「世界人権宣言」採択後の1946年には経済社会理事会の機能委員会である婦人の地位向上委員会が実行機関として設置される。こういった国連の取り組みは、1960年代後半に北米を中心に興り先進国を中心に世界的広がりを見せた女性の地位向上運動とあいまって、1975年「国際婦人年」の宣言、「国連婦人の十年」の指定、およびそれらを踏まえたうえでの1979年の「女子差別撤廃条約」の採択として結実するのである。「国際婦人の十年」の目標は平等、平和と開発であり、特に「開発なくしては平等も人権も有り得ない」とする途上国側からの主張は、それまでの西欧中心的だった国連の思考方法に大きな揺さぶりをかけることとなる。その主張は「女子差別撤廃条約」採択時の「農村女性に関する一ヶ条」として結実している。⁽⁵⁾

以上のように WID は主要な開発政策のシフトと女性の地位向上運動とのインタープレイの中にその端緒を見いだしている。その後途上国での累積債務問題を解消すべくとられた1980年代の構造調整政策における民生部門の縮小にあわせて、女性を開発の積極的な担い手として位置づけるアプローチがとられている。

また '80年代終盤にあった冷戦構造の崩壊、その直後からにわかに注目されている地球環境問題といった世界状況の変化は国際開発パラダイムにおけるシフトを再び模索させている。その一つに '90年を境に表明され始めた Human Development の重視があげられる。その基本概念は①人間的価値や生命の尊厳を目指した真のニーズ志向であり②開発プロセスの中心的行為者としての人間という捉え方である。そこではこれまで最優先されてきた経済成長中心の開発モデルが再検討に付されている。つまり GNP の成長が「開発の十年」の主旨、あるいは「世界人権宣言」で唱われた人権尊重の原則の実現に貢献しているかどうか問われているのである。⁽⁶⁾ こういった '90年代の開発政策の中で注目される環境・参画型開発・ジェンダー関係⁽⁷⁾ において女性は全てに当事者としてかかわっており開発の重要な一翼を担っているのである。

3. WID 概念創出の背景

WID への着目は、開発の歴史的背景として女性をその現場から不可視化していくプロセスがあったことを我々に認識させる。そのプロセスは国際開発時代と、その前夜となる植民地時代の歴史的・民族誌的記述の中に見いだされる。⁽⁸⁾

ポソとブラウン⁽⁹⁾によるコロンビアのバリ族の研究においては、次のように論じられている。それは17世紀から開始されたカナダ・イエズス会の布教活動とそれに付随する社会開発の実施で、バリ族特有の多世帯居住の中での男女の補完性が損なわれていくプロセスである。そこでは男性を世帯主に据えた核家族用住宅建設プロジェクトが行われた。また農業機械や技術指導、教育プログラム、交易規則などが経済援助を通じて男性対象に導入された。加えて法令による男性への「指導権」の付与が同社会における男性優位を確固たるものにしていった。

またリーコック⁽¹⁰⁾の調査したモンタグナス・ナスカピインディアンに関して、カナダ・イエズス会の宣教師達は上司に「当地の原住民を改宗させるためには、自立した女性達と直接かかわらねばならない。」と報告している。その後宣教師達は彼らに西洋的な家父長的核家族をモデルとした性と婚姻に関する行動規範を課すのである。それは結果として家庭内に、また社会全体に男女の不平等関係を生み出したのである。

女性が植民地支配下での男性志向的政策実施の中で次第にその政治的・経済的役割を不明瞭にさせていく過程が、やはりグルメー⁽¹¹⁾によるニューイングランド東南部のアルゴンキアン・インディアンの女性達の調査に見いだされる。彼女達は日常的に農耕のみならず交易や医療活動に積極的にかかわっていたにもかかわらずである。

植民地支配の意図はその直接・間接を問わず被植民地の市場化であり、そのための当該社会の生産構造の再編成であった。そのプロセスは一言でくると経済学でいうところの二重経済構造の創出であり、伝統部門に女性の多くが追いやられることで市場経済進行下で不利益を被る構造が出来上がったのである。つまりそこでとられる政策は男性対象のものがほとんどで、例えば男性を戸主とする土

地改革、技術訓練、交易規則の策定などであった。それが結果としてより平等主義的あるいは序列化されていても女性が発言権を持っていた社会を階層化させ、女性の従属を余儀ないものとした。

また植民地行政面での男性中心の登用システムもこの序列化に拍車をかける一助となった。先ず第一に植民地政府自体が男性のみの世界であり、新たに導入されたシステムつまり軍隊、警察、行政事務、政党、労働組合、学校、銀行、他国籍企業の現地支店といった主要な公共機関、商業機関に現地の男性が採用されていった。それが当該社会のジェンダー関係に意味するものは女性の男性への従属のみならず、男性による女性の蔑視の始まりであるという記述もなされている。⁽¹²⁾

こういった開発傾向は、基本的に戦後の国際開発政策にも継承されていった。男性中心の開発政策の実施に伴い、伝統部門に取り残されもっぱら家事従事として女性を位置づける傾向をロジャー⁽¹³⁾は「女性の家庭内への囲い込み」と表現する。そして女性の家庭内での役割重視には、明かに西欧近代以降の主婦礼賛や母性の強調といった考え方が背景に見いだされるのである。

しかしこの一見善意的な「女性の Domestication」思想の途上国での性急な応用は、開発計画段階での分析項目からの女性の排除を意味した。例外としては「社会開発」の中での周縁的扱いだけであった。

では、そのような女性の開発からの排除、あるいは女性労働の不可視化といったものが具体的に開発のどの局面でなされてきたのか、それがなぜ重大な問題として問われねばならないのかを以下にまとめてみた。⁽¹⁴⁾

①「世帯主」の設定

人類学的知見は、西洋近代の核家族制が伝統社会で展開される多様な親族組織の中で、その一つのあり方に過ぎないことを語っている。しかし植民地行政官は被統治社会のイレギュラーな親族構造に不寛容であった。とりわけ母系制に対してはあからさまに嫌悪感を示した。そこで導入されたのが男性を家族の中心に据える西洋式「世帯主」制度である。このシステムは国際開発時代にも持ち越され、様々な開発施策が世帯主である男性を中心に実行される。この時点で女性は家族の成員ではあり続けるものの、被扶養者として位置づけられその労働は見えにくくなる。

第三世界におけるこのシステムの持つ虚構性は、特に次の項で触れる女性の土地保有に関する伝統的権利、及び生産形態のあり方を無視した点である。加えて現在第三世界に非常に多くみられる、女性を実質的な世帯主とする現状にそぐわないからである。その実数はラテンアメリカ・カリブ地域で29%（バルバドス・グレナダ45%）、アフリカで21%（ボツワナ45%）そしてアジア・太平洋地域が14%（カンボジア40%）となっている。⁽¹⁵⁾ 因みにこの男性不在の構造は、離婚、棄婚、死別の他に、いま一つの開発問題である「移民」にその主な原因がある。

②土地改革に伴う女性の「土地利用権（Usufrucht）の喪失

未接触社会やより伝統的な社会では、人々の土地所有の権利意識は曖昧なものとされる。それは祖先から現在生きる者、そしてその子孫へ渡っていくものといった認識が一般的であった。そのような社会では、特にアフリカの多くの地域に見られる傾向だが、土地利用権を有する女性が土地への実質的な耕作権を握っていたのである。当該社会の文脈で土地所有権を敢えて定義するなら、この土地利

用権こそ相当の権利を意味したであろう。

しかしこういった伝統的な土地利用制度に対し、植民地政府は土地所有権を世帯主としての男性にのみ認める、西洋式の土地登録制を導入した。そしてこの新システムは、それまでの伝統的な土地保有観念、生産形態を劇的に変化させていったのである。その一例として、生業を支える最も重要な資源としての土地を所有することにより、農業開発のさまざまなインセンティブ（例えば灌漑、農業散布といった改良普及事業、農業コレクティブの成員権、信用貸付の担保など）が、自動的に獲得可能となった。それは言うまでもなく、世帯主で「土地所有者」である男性成員へと施されたわけである。

上記の土地改革により女性は土地利用権を喪失したばかりか、換金作物中心の男性所有の畑に労働力を提供するという、伝統と異なる生産形態が作られた。しかも女性の労働はそこで終わらず、しばしば条件の劣悪な土地での自給作物の栽培に携わることで家族の食糧確保に従事し、その労働時間は男性のそれをはるかに上回った。

③統計上の女性労働の扱い

開発政策の立案・策定の際、当該国の現状を把握するための判断基準になるのが GNP の試算を中心とする経済統計である。しかしこの「客観的指標」である統計が第三世界の女性の経済活動を数量化するに当たって無効であったことが判明して久しい。つまり経済統計には含まれないインフォーマルセクターに女性労働の多くが見いだされるからである。例えば途上国の女性による食糧生産は全体の50%にのぼり、アフリカではそれが75%に達する。そして食物保存・加工といった家事領域での諸労働に加え、余剰作物や換金作物の市場での販売、家禽類の世話などを行っているのである。

また既存の経済統計がもたらす問題がいま一つある。それは、女性が労働市場においても不利な扱いを受けるということである。つまり非生産労働者として位置づけられ、経済開発の施策の対象から抜け落ちるのである。重ねて述べるが途上国の女性によってなされる労働は平均して14-18時間に及ぶ。女性隔離の慣習を持ち、公的領域での女性の生産活動が見えにくいイスラム社会でも、女性は自宅の囲い内の菜園の自作農を含めた家事労働に携わっているのが一般的である。

④開発担当官に関する問題

開発プロジェクトの立案段階で、途上国の女性を代表しかつ決定権を行使できる担当官がほとんどいない点が問題視される。無論その担当官が同性でなければならないとはかぎらないが、しばしば男性担当官はプロジェクトの対象を男性=人という公式で捉えがちである。プロジェクトによっては当該地域の性役割を念頭に置くことで、より迅速かつ効果的な実施が可能となるケースが最近のプロジェクト評価報告の多くでなされていることを考えると、それは無視できない問題を呈している。⁽¹⁶⁾

⑤「家庭科」中心の開発プロジェクト

植民地時代に女性対象の開発施策もある程度なされていたがそれはほとんどが女性の家庭内での役割に関連するもので、多分に福祉的なアプローチであった。

そのような傾向のアプローチは国際開発時代に入ってから踏襲され、開発の本流プログラムから分離して取り扱われた。1975年の「国際婦人年」及び「国連婦人の十年」の指定以降国際また国内レ

ベルで女性を開発の本流に組み込む努力がなされるようになったが、それは依然として福祉的な要素を強く持つものであった。

タンダムートゥロング⁽¹⁷⁾は国連開発計画（UNDP）のプロジェクト分析を行い、それが次の三傾向に集約されることを論じている。

- 1) 大部分を占める「家庭科」的プロジェクト。栄養や育児といった家庭内で実践される内容が主。
- 2) 職業訓練プロジェクト。ただし保母、助産婦、事務、小売といった女性が通常その性役割を活かしてつくものの延長上にあるもの。
- 3) 女性と子供をワンセットにしたプロジェクト。

トゥロングはこの報告書で「開発政策が女性の特別なニーズを理解するというよりも、性役割によって影響されていることが明かである。」と結論づけている。この施策の背景には、西洋近代的な母性の強調を中心とした性役割を認識せざるを得ない。この性役割の決定要因は、なんとといっても女性の「産む性」とそれを取りまく私的領域での再生産労働である。しかしこの「母性」あるいは「母親業」といった概念も実は西欧近代の社会的・文化的構築物であることが判明して久しい。⁽¹⁸⁾

こういった西欧近代的「母性価値の強調」と、途上国の女性達の自己認識には大きな隔たりが存在する。例えばラーマ⁽¹⁹⁾によるインドのタミール＝ナドゥ地域に住む貧困女性の調査では、彼女達は女性の役割を西洋的な「妻」や「母」というカテゴリーではなく、「家族を養うために働いて稼ぐもの」と定義づけていた。つまり母親としての子どもの養育に対する関心は当然のことながら、真のニーズは「母親業」のレッスンを受ける点にではなく、いかに子を養育するために労働するかというところにあるのだ。

4. WID プログラムのアプローチ批判

ここでは開発の本流に女性が組み込まれずにきた要因を、WID の主要アプローチを批判的に検討することで考察したい。

[WID の 5 主要アプローチ]⁽²⁰⁾

①福祉アプローチ（'50-'70）

母親や妻としての性役割を強調し、それを支援するために女性を受益者グループとして特定するアプローチ。母子計画・家族計画や栄養に関するサービスの向上など、従来の協力の中で最も多くみられる。

このアプローチの長所は性的に明確に区別した状況で実施され、技術的にも単純で政治的にも他に（男性）に対しなんの脅威も与えない点にある。

逆に女性を単なる開発の消極的な受けてととらえてしまう危険性をはらみ、生産の積極的な担い手としての地位や能力の向上の機会を阻むものである。

②権利の平等アプローチ（'75-'80）

法的な男女平等、教育機会の平等などにより女性の地位向上を図ることを主眼とするアプローチ。1975年の国際婦人年の前後から強調されたアプローチで、'70年代初頭の欧米先進諸国の女性会報運動の影響を受けている。

しかし '75年の国際婦人年世界会議では、このアプローチを強調する欧米諸国と南北格差の解消と「開発」を優先事項とする途上国の意見が対立した。つまり女性の実際の社会・経済的地位の向上は制度上の男女平等を押し進めても「開発」抜きには考えられず、途上国の貧困脱却を図るのが第一という問題提起がなされた。

③貧困対策アプローチ（'70-）

女性が貧困層の核をなしている事実に着目し、収入向上プロジェクトなどを通じてその経済的地位向上を目指している。この戦略は「特別なケース」としての女性という、開発の本流から切り離して取り扱われる危険性がある。

④経済効率アプローチ（'80-）

経済的資源としての女性の労働力の重要性に着目したアプローチ。

'80年代初頭の途上国の累積債務危機の状況を改善すべく編み出されたもので、女性をこれまでの特殊扱いから開発の構成員として認識したアプローチである。

それは日常的には無報酬であるがゆえに見えにくかった女性の経済活動が、実は家庭生活や地域社会を支えている点を評価することで、女性の労働の一層の活用こそ効率的・持続的開発に必要不可欠であると捉えるところに視点の新しさを持つ。

一方このアプローチは多分に手段的であり、既に家事と生産の過重労働を負っている女性に更に労働を課すという問題（double day problem）や、単なる安価労働提供者として収奪の対象となる危険性をはらんでいる。

⑤エンパワーメントアプローチ（'75-'80年代に加速）

'80年代後半に第三世界の女性達から強力に打ち出された新戦略で、法的支援、ネットワーキング、トレーニングなどを通じて女性の次の要素を持つエンパワーメントを図り地位向上を目指すもの。

- 自己の生活を直視する中なる力と自身
- 生活上の選択の決定権
- 生活に影響を及ぼす社会プロセスにかかわる能力
- 社会変化の方向性に対する能力

このアプローチは女性を開発の本流に統合しようとすると同時に、現在の開発のあり方を女性の側から問いなおし、計画立案の段階から意思決定に至るまで参画し、有意義な開発を模索するという変革の意志を持つものである。この点において現行の開発に何ら疑問を付さなかった②の権利の平等アプローチと大きく異なった方向性を持っている。

因みにこれら5アプローチはそれぞれ時代的な背景を持ち、上に論じたように利点及び問題点を含むものである。実際の開発（協力）プログラムの策定の際にはこれらアプローチが互いに対立・排除

しあうのではなく組み合わせて用いられる。

以上に揚げた WID プログラムの種しゆのアプローチをもってしても女性を取り巻く生活環境あるいは地位向上に改善の兆しが顕著に見られないのというジレンマが開発（協力）機関に存在する⁽²¹⁾。それに対しニエホルト⁽²²⁾は既存のアプローチをフーコーの個人に関連づけたパワー概念⁽²³⁾を援用し、ジェンダー間力学に着目することで以下のように分析し批判を加えている。

①の福祉アプローチは女性を子供や家族に責任をもつ再生産労働に重要な存在として概念化しており、トップダウン式の他者規定を持つアプローチであり、ジェンダーの関係性が問われていないとする。そこではまた教育や雇用と言った領域でのジェンダーギャップを減じようとする意図が見えてこないとしている。

②権利の平等アプローチでは明かにジェンダーの関係性が問われている。女性により多くの権利・機会・資源を与えることは、ジェンダー関係におけるパワーの再分配効果を持つし、女性の生活における選択決定をするパワーを意味するからである。

しかしこのアプローチは、途上国の文化を乱すべきではないという開発協力諸機関の大義名分のもとでその効果を十分発揮しなかった。⁽²⁴⁾ 辛うじて制度面で女性専門の政府機関（ナショナルマシーナリー）を増やし、女性を取り巻く状況を監視する役割を担っている。

③貧困対策アプローチでは女性に関しては家庭内での基本的ニーズを満たす上での重要な役割は認められるものの、その労働負担を軽減する基本的なニーズの充足は抜け落ちている。そういった状況では女性の経済的自立やコミュニティへの平等的統合はなされず、男性と同等の地位達成は不可能である。

④経済効率アプローチにたいしては、それが上のアプローチ概略でも触れたように多分に手段的である点をニエホルトは警戒している。それは女性の立場ではなくその労働力が必要とされているのであり、ジェンダー関係を再編成するという視点を含まないからである。その結果前にも述べた Double Day 問題や安価労働としての収奪の問題を再び浮上させてしまう。

⑤最後のエンパワーメントアプローチは、②の権利の平等アプローチと同様トップダウン式のアプローチではなく、後者が欧米の女性と地位向上運動に主として端を発しているように、「国連婦人の十年」を機とする第三世界の女性の開発と変化のプロセスの中で自己の解放を唱っている。

このアプローチは現行の開発プロセス自体に疑問を發し、それに代替しうる開発パラダイムを提示しようと試みる点に大きな特徴を持つ⁽²⁵⁾。ニエホルトはその点は評価しつつも、実践における理論の不十分さを主に批判する。

ニエホルトは既存のアプローチのいずれにもジェンダー関係におけるパワーの再分配への認識が欠如しているか、認識はあっても実践上制約があるため、結局は現在あるジェンダー関係の変化にはつながらず逆に強化に働いてしまうと主張する。ニエホルトのこの議論はこれまで女性を中心に据えた

分析視点をジェンダーに広げ、そのパワー関係の変化に注目しようとする新しさを持つ。ただしこの新視点もより精緻な理論化には至っておらず、今後この枠組みでの調査・分析の蓄積からの展開が期待される。そのためには当該社会の性役割、およびそこに形成されるパワーのあり方を見極める必要があるということである。

5. おわりに

WIDの多面的な考察から明らかにされたものは、この「女性を開発の本流に組み込む努力」は、開発パラダイムの何度かの方向転換と女性の地位向上という問題の相互作用の中から注目されるにいたった概念である。その背後にあるのは、これまでの途上国における開発プログラムがいかに当該社会のジェンダー関係を無視し、西欧近代的・男性的価値モデルを中心に実施されてきたかということである。それが一方で女性を西欧近代的「母性」を重視した「家庭内労働」に携わるものとして、開発の本流から排除しその労働を不可視化する一因となったと考えられる。

現在問われている「女性を開発にいかにも有効に取り込んでいくか」という問題は、まさにその見落とされてきた途上国女性の存在を回復する試みに他ならない。その際争点となるのがジェンダー間力学の再編成であり、開発の過程で女性がその積極的な担い手として当該社会の男性成員といかに折り合いをつけていくかが問われることになる。換言すれば当該社会ごとの性役割とそのパワー編成をよりの確に把握する必要が生じるということだ。これが指し示すものは、開発を従来のように主に経済学の分野で扱うだけでは不十分で、社会学的・人類学的視点が一層必要となるということではなからうか⁽²⁶⁾。

因みにニエホルトがWIDの争点としたジェンダー関係とパワーの問題は、フェミニスト人類学の理論展開の中で山崎⁽²⁷⁾が提示した「これまで集中的な議論の対象とならないまま人類学で使われてきた権力・権威・支配といった概念構成を再検討する必要性」と一致した方向性を示している。これはWIDが開発学と女性人類学を理論的母体とする新しい研究分野になりうることをも示唆している。

この小論はジェンダー関係からみた国際開発の持つ社会学的・人類学的問題を、文化的多様性を越えた欧米対途上国という大きな枠組みでの一般的傾向を示すことで提示してきた。今後の実証研究の中で今回十分展開できなかった文化差の問題を合わせて考察する所存である。

以上

(註)

(1) NORAD, 1992, Strategies for Bilateral Development Cooperation—Part II Basic Principles, NORAD p.21

(2) 玉置康明, 1992, 「開発と文化相対主義」(『現代のナショナリズム』) 西村・渡辺編著 北樹出版 pp.156

(3) Grillo, R., 1985, Applied Anthropology in the 1980's: retrospect and prospect, Social Anthropology and Development Policy, Grillo & Rew eds. Travistock Publications pp.28-30

- (4) 米国において1973年に成立したパーシー海外援助法修正などがあげられる。
- (5) UNDP ,1990, Human Development Report 1990, Oxford Univ. Press, Foreword
- (6) 伊藤すみ子 ,1989, 「女性・人権・NGO」尚学社 pp.213-214
- (7) Troung, T.D. ,1992, Human Development : Conceptual and Practical Issues, Paper for the International Forum on Intercultural Exchange pp. 5 - 6
- (8) Boseyup, E.,1970, Woman's Role in Economic Development, Gower
Etienne, M. & Leacock, E. ,1980, Women and Colonization, Praeger Publishers
PRoger, B ,1980, The Domestication of Women, Routledge
Leacock, E. & Safa, H. ,1986, Womens'Work, Development and Division of Labor by Gender, Bergin & Garvey Publishers, INC. など
- (9) Etienne, M. & Leacock, M. ,1980, op. cit., pp.109-133
- (10) ibid., pp.25-42
- (11) ibid., pp.43-62
- (12) ibid., pp. 4 -22
- (13) Roger, B. ,1980, op. cit. pp.12-28
- (14) この部分は主に Roger ,1980, によった。
- (15) U.N. ,1991, The World's Women 1970-1990 Trends and Statistics, U.N. Publication (日本統計協会訳「世界の女性」 pp.35-40)
- (16) 無論開発プロジェクトによる当該地域での効果は、短期的、中長期的なものとは異なった現れ方をすることが考えられる。例として農村の機械化などがあげられ、短期的には伝統的な女性の単純労働を排除することになっても、長期的には関連分野での雇用創出につながる可能性もある。しかしその分析を待てないという開発側の差し迫った事情が現実にはある。
- (17) Trong, T.D. ,1974, Report on Current UNDP-Assisted Projects involving Women ; prepared for the UNDP Division of Information, mimeo, p.9
- (18) Chodorow, N. ,1978, The Reproduction of Mothering, Univ. of California Press
(「母親業の再生産」新曜社)
- (19) Rama, K.G. ,1974, Women's Welfare in Tamil Nadu, Sangam Publishers, p.iv
- (20) この部分は主にによった Moser, C. ,1989, Gender Planning in the Third World : Meeting, Practical and Strategic gender Needs, World Development, 17 (11), Buvinic, M. ,1983, Women's Issues in Third World Poverty, Johns Hopkins Univ.Press, および Lycklama a Nijeholt ,1992, によった。
- (21) U.N. ,1991, op. cit. pp.v, 1-22
- (22) Lycklama a Nijeholt, G. ,1992, Women and the Meaning of Development : Approaches and Consequences, ISS Publication Office pp.7-16
- (23) Foucault, M. ,1976, Histoire de la Sexualite 1, La Volonte de Savoir, Gallimard (渡辺訳「性の歴史」第一巻「知への意志」新潮社 pp.106-132)

- (24) 開発諸機関がこれまで実施してきた大規模なインフラ開発などがどれほど当該社会・文化に影響を及ぼしてきたかが、完全に認識枠から脱落している。
- (25) Sen, G. & Grown, C. ,1987, Development, Crisis and Alternative Visions : Third World Women's Perspectives New York Monthly Press
- (26) これはG.ミュルダールが「経済理論と低開発」,1957, のなかで語った「一般経済理論が現実的であろうとするなら社会理論となるべきだ」という言葉により真実味を帯びさせるものである。
- (27) 山崎カヲル ,1987, 「男は文化で、女は自然か」晶文社 pp.26